主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人鈴木喜三郎の上告趣意一、二点について。

所論一点は、第一審の裁量に属する審理の範囲、程度を非難するに過ぎないものであるから、適法な上告理由とは認め難く、また、同二点は控訴趣意第一点を援用するというのであつて、上告趣意書自体に毫もその趣意内容を示していないから、適法な上告趣意ではない。

被告人本人の上告趣意について。

所論は明らかに刑訴四〇五条所定の各事由に当らないし、また、同四一一条を適用 すべきものとも認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項に従い裁判官全員一致の意 見で主文のとおり決定する。

昭和二五年一〇月一二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	沢	田	竹 治	郎
裁判官	岩	松	=	郎